

第52期

定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2025年6月24日（火曜日）午前10時
(午前9時受付開始予定)

■ 開催場所

東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル 2階
秋葉原コンベンションホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

■ 決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

METAWATER

株主各位

証券コード 9551
2025年6月4日
(電子提供措置の開始日：2025年5月28日)

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
J R 神田万世橋ビル
メタウォーター株式会社
代表取締役社長 山口 賢二

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、郵送又はインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら、株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月23日（月曜日）営業時間終了時（午後4時45分）までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開催日時 2025年6月24日（火曜日）午前10時（午前9時受付開始予定）

2. 開催場所 東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル2階 秋葉原コンベンションホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項 第52期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

-
- お土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
 - 開会時刻間際は会場受付が混雑しますので、お早めにご来場ください。
 - 当社役員及び運営スタッフはノーネクタイのクールビズスタイルを励行させていただきます。
 - 秋葉原コンベンションホールが満席となった場合は、同ビルの別会場をご案内します。
別会場ではモニターにてメイン会場の様子をご覧いただけます。
 - 株主総会当日の様子は、後日、当社ウェブサイトにて配信します。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第52期定時株主総会招集ご通知」として掲載しています。以下の当社ウェブサイト(株主・投資家情報)にアクセスいただき、「株主総会」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト（株主・投資家情報）
<https://www.metawater.co.jp/ir>

また、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しています。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名（メタウォーター）又は証券コード（9551）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の各ウェブサイトに修正内容を掲載します。
- ・書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りしていますが、当該書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、次の事項を記載していません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しています。
「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」
- ・開催日時点での感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上

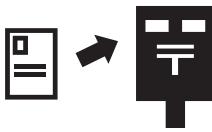
「株主通信」の当社ウェブサイトへの掲載について

環境などに配慮した省資源化の観点から、第51期より紙面による発送を取り止め、当社ウェブサイトに掲載しています。第52期株主通信は、2025年6月25日に掲載する予定です。



株主・投資家情報 → IRライブラリ → 株主様向け報告書
<https://www.metawater.co.jp/ir/library/library07.html>

議決権行使のご案内



郵送（書面）で 議決権行使する場合

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否を記入の上、ご投函ください。

行使期限

2025年6月23日(月曜日)
午後4時45分到着分まで

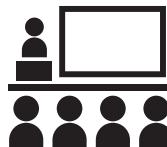


インターネットで 議決権行使する場合

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日(月曜日)
午後4時45分入力完了分まで



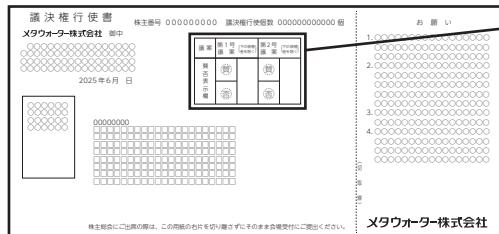
株主総会に ご出席する場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

開催日時

2025年6月24日(火曜日)
午前10時(午前9時受付開始)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

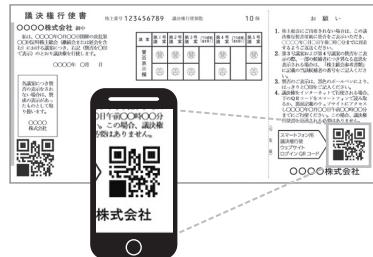
- ・議決権行使書面において議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いします。
- ・郵送とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いします。また、インターネットで複数回にわたり議決権行使された場合は、最終の行使を有効なものとしてお取扱いします。
- ・代理人により議決権行使される場合は、議決権行使書用紙と共に代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人は定款の定めにより議決権を有する当社株主様1名とさせていただきます。
- ・議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社株主名簿管理人にご通知ください。
- ・機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームをご利用いただけます。
- ・インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

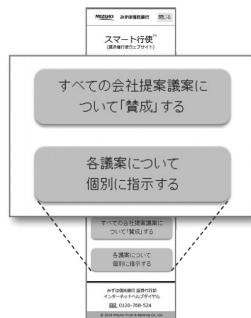
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



*「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

*QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使 ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

*** 議決権行使ウェブサイト ***

●本サイトのご利用にあたってはご当社をお読みいただき、ご了承いただける場合は、「次へすすむ」ボタンよりご利用ください。
●電子投票機の場合は、Webブラウザをご使用ください。

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。

*** ログイン ***

●本操作手順を一度ご覧ください。一度でもご覧いただけますと、操作が簡単になります。
●議決権行使コードは、議決権行使書用紙に記載されています。
●電子投票機をご利用の場合は、投票機受取番号、当選番号（メールにてお届けしております）

議決権行使コード

「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。

*** パスワード変更 ***

●パスワードを変更してください。
●議決権行使書用紙に記載の「コード」を新しい「パスワード」に変更します。
●「ログインパスワード」と同じで登録する場合は、最初の「パスワード」に「*」を付けてください。

議決権行使用紙に記載の「コード」
ご使用になる新しいパスワード
※ご使用の新規パスワードの入力欄
※キャラクターの入力欄は、複数の文字で入力する場合は、必ず「*」を付けてください。
※キャラクターの入力欄は、複数の文字で入力する場合は、必ず「*」を付けてください。

「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

現取締役の全員（7名）が、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものです。

なお、取締役候補者は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外役員が過半数を構成する指名・報酬等諮問委員会の答申を受け、取締役会で決定しています。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	ふりがな 氏名				性別	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数			
1	再任	やま	ぐち	けん	じ	代表取締役社長 執行役員社長 業務執行統括	16/16回			
2	再任	さか	い	まさ	し	取締役 執行役員専務 PPP本部長	16/16回			
3	再任	ふじ	い	み	ち	取締役 執行役員常務 経営企画本部長 輸出管理室長	16/16回			
4	再任	い	とう		はじめ	取締役 執行役員 システムソリューション事業本部長	12/12回			
5	再任	社外 独立	あい	ざわ	かおる	社外取締役	16/16回			
6	再任	社外 独立	こ	さお	ふ	み	子	女性	社外取締役	16/16回
7	再任	社外 独立	た	ない	つね	お	夫	男性	社外取締役	16/16回

(注) 伊藤一氏については、2024年6月25日就任後の取締役会出席回数を記載しています。

候補者番号	氏名 (生年月日) 在任期間 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
1	 再任 山口 賢二 (1963年10月8日) 在任期間：6年 15,145株	<p>1987年4月 日本碍子株式会社 入社 2008年4月 当社 営業本部 西日本営業部 副部長 2013年4月 当社 事業戦略本部 副本部長 2015年4月 当社 事業戦略本部長 2015年6月 当社 執行役員 2019年6月 当社 取締役 2021年6月 当社 代表取締役社長（現任） 当社 執行役員社長（現任）</p> <p>(担当) 業務執行統括</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>山口賢二氏は、事業戦略本部の責任者を経て、2021年6月から代表取締役社長として当社の経営全般を担っています。引き続きこれらの経験・実績を活かして当社経営を担う適切な人材であると判断し、選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 在任期間 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
2	 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 再任 </div> さかいまさし 酒井 雅史 (1961年12月20日) 在任期間：3年 17,182株	<p>1985年3月 日本碍子株式会社 入社 2008年4月 当社 営業本部 副本部長 2013年4月 当社 PPP事業部長 2014年4月 当社 サービスソリューション事業本部 副事業本部長 2015年6月 当社 執行役員 当社 サービスソリューション事業本部 PPP事業部長 当社 PPP本部長（現任） 2020年4月 当社 執行役員常務 2021年5月 株式会社みずむすびマネジメントみやざ 代表取締役社長 2022年4月 メタウォーターサービス株式会社 取締役会長 2022年6月 株式会社みずむすびマネジメントみやざ 取締役会長 当社 取締役（現任） 当社 執行役員専務（現任） メタウォーターサービス株式会社 取締役（現任）</p> <p>(担当) PPP本部長</p> <p>(重要な兼職の状況) メタウォーターサービス株式会社 取締役</p>
【取締役候補者とした理由】 酒井雅史氏は、サービスソリューション事業及びPPP事業の責任者を歴任し、また、当社子会社経営に携わるなど、業務執行に関する豊富な経験を有しています。引き続きこれらの経験・実績を活かして当社経営を担う適切な人材であると判断し、選任をお願いするものです。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 在任期間 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
3	 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 再任 </div> ふじいみちお 藤井 泉智夫 (1965年12月14日) 在任期間：3年 8,527株	<p>1990年4月 富士電機株式会社 入社 2008年4月 当社 管理本部 人事総務部 副部長 2010年4月 当社 管理本部 人事総務部長 2012年7月 当社 経営企画本部 人事企画部長 2016年4月 当社 執行役員 当社 経営企画本部 人事総務企画室長 2016年6月 当社 経営企画本部 副本部長 2020年4月 当社 輸出管理室長（現任） 2022年4月 当社 人事総務企画室長 2022年6月 当社 取締役（現任） 2023年4月 当社 経営企画本部長（現任） 当社 経営企画本部 人事総務企画室長 2024年4月 当社 執行役員常務（現任）</p> <p>(担当) 経営企画本部長 輸出管理室長</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>藤井泉智夫氏は、人事総務部門及び経営企画部門の責任者を歴任し、業務執行に関する豊富な経験を有しています。引き続きこれらの経験・実績を活かして当社経営を担う適切な人材であると判断し、選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日) 在任期間 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
4	 伊藤一 いとう はじめ (1970年3月20日) 在任期間：1年 6,337株	<p>1995年4月 富士電機株式会社 入社</p> <p>2008年4月 当社 エンジニアリング本部 GENESEED技術部第一グループ担当課長</p> <p>2014年4月 当社 プラントエンジニアリング事業本部 GENESEED技術部長</p> <p>2016年4月 当社 プラントエンジニアリング事業本部 電機技術第一部長</p> <p>2020年4月 当社 プラントエンジニアリング事業本部 副事業本部長</p> <p>2021年4月 当社 執行役員（現任）</p> <p>2024年4月 当社 システムソリューション事業本部長（現任）</p> <p>2024年6月 当社 取締役（現任）</p> <p>(担当) システムソリューション事業本部長</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>伊藤一氏は、プラントエンジニアリング事業及びシステムソリューション事業の責任者を歴任し、業務執行に関する豊富な経験を有しています。引き続きこれらの経験・実績を活かして当社経営を担う適切な人材であると判断し、選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 在任期間 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
5	 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 再任 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 社外 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 独立 </div> あいざわかおる 相澤馨 (1952年8月25日) 在任期間：9年 0株	<p>1977年4月 日東电工株式会社 入社 2003年4月 同社 執行役員 2004年6月 同社 上席執行役員 2006年6月 同社 常務執行役員 2007年6月 同社 取締役常務執行役員 2010年6月 同社 取締役専務執行役員 2011年6月 同社 代表取締役専務執行役員 2014年9月 日華化学株式会社 顧問 2016年3月 同社 社外取締役 (現任) 2016年6月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 日華化学株式会社 社外取締役</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>相澤馨氏は、日東电工株式会社において代表取締役を含む要職を歴任し、また、他社の社外役員として培った豊富な経営経験と当社の関連業界に偏らない広い視点を有しています。引き続きこれらの経験と幅広い見識を活かして、主に当社の経営計画及びコーポレート・ガバナンスに関して、自らの知見に基づき、助言・提言されることが期待されます。これらのことから、当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	<p style="text-align: center;">ふりがな 氏名 (生年月日) 在任期間 所有する当社株式の数</p>	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
6	 <p style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 小棹 ふみ子 (1954年4月17日) 在任期間：8年 2,275株 </p>	<p>1973年4月 国税庁 入庁 2011年7月 関東信越国税局 行田税務署長 2012年7月 東京国税局 調査第四部調査総括課長 2013年7月 東京国税局 調査第二部次長 2014年7月 東京国税局 日本橋税務署長 2015年8月 税理士登録 小棹ふみ子税理士事務所 税理士（現任） 2016年6月 飛島建設株式会社 社外監査役 株式会社建設技術研究所 社外取締役（現任） 2017年6月 当社 社外取締役（現任） 2020年7月 株式会社トーエル 社外取締役 監査等委員 2023年6月 日本道路株式会社 社外取締役（現任）</p> <p style="margin-left: 200px;">(重要な兼職の状況)</p> <p style="margin-left: 200px;">小棹ふみ子税理士事務所 税理士 株式会社建設技術研究所 社外取締役 日本道路株式会社 社外取締役</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>小棹ふみ子氏は、税務に関する専門的知識、企業会計における深い見識、及び他社の社外役員として培った幅広い視点を有しています。同氏は、これまで社外役員以外の方法で会社の経営に直接関与した経験は有していませんが、引き続きこれらの経験と専門知識を活かして、主に当社の財務・会計・税務に関して、自らの知見に基づき、助言・提言されることが期待されます。これらのことから、当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日) 在任期間 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
7	 <p> 再任 社外 独立 田内 常夫 (1957年1月24日) 在任期間：4年 1,366株 </p>	<p>1981年4月 本田技研工業株式会社 入社 2004年6月 株式会社本田技術研究所 常務取締役 2006年4月 ホンダオブアメリカマニュファクチャリング・インコーポレーテッド 取締役副社長 2006年6月 本田技研工業株式会社 執行役員 2008年4月 ホンダオブアメリカマニュファクチャリング・インコーポレーテッド 取締役社長 2009年4月 本田技研工業株式会社 四輪事業本部長 2009年6月 同社 取締役 2011年4月 同社 取締役 執行役員 2011年6月 株式会社ケーヒン（現 Astemo株式会社） 代表取締役社長 2016年6月 本田技研工業株式会社 社友（現任） 2019年6月 岩崎電気株式会社 社外取締役 2021年6月 当社 社外取締役（現任） 2024年2月 伊澤タオル株式会社 社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 本田技研工業株式会社 社友 伊澤タオル株式会社 社外取締役 </p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>田内常夫氏は、本田技研工業株式会社及び株式会社ケーヒン（現 Astemo株式会社）において取締役を含む要職を歴任し、また、他社の社外役員として培った豊富な経営経験と当社の関連業界に偏らない広い視点を有しています。引き続きこれらの経験と幅広い見識を活かして、主に当社の経営計画及び海外戦略に関して、自らの知見に基づき、助言・提言されることが期待されます。これらのことから、当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、選任をお願いするものです。</p>		

(注) 1. 特別の利害関係

各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 在任期間

各取締役候補者の在任期間は、本株主総会終結の時における期間となります。

3. 責任限定契約の締結

当社は、会社法第427条第1項及び定款に基づき、相澤馨氏、小棹ふみ子氏及び田内常夫氏との間で、同法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しています。本議案において各氏の再任をご承認いただいた場合は、同契約を継続する予定です。

4. 補償契約の締結

当社は、取締役の全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において取締役会決議により当社が補償する内容とする補償契約を締結しています。本議案において各候補者の選任をご承認いただいた場合は、当社は、各氏との間で、同契約を継続する予定です。

5. 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容は、事業報告「4-4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。本議案において各候補者の選任をご承認いただいた場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められこととなります。なお、当社は、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しています。

6. 独立役員

相澤馨氏、小棹ふみ子氏及び田内常夫氏は、当社が定める「メタウォーター株式会社 社外役員の独立性に関する基準」及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。当社は、相澤馨氏、小棹ふみ子氏及び田内常夫氏につきまして、すでに同取引所に対して独立役員として届け出ています。

※「メタウォーター株式会社 社外役員の独立性に関する基準」は、下記URLの「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の末尾に記載しています。

<https://www.metawater.co.jp/sustainability/responsibility/pdf/governance.pdf>

第2号議案 監査役2名選任の件

現監査役の初又繁氏が、本株主総会の終結の時をもって辞任され、また、現監査役の福井琢氏が、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものです。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。また、監査役候補者は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外役員が過半数を構成する指名・報酬等諮問委員会の答申を受け、取締役会で決定しています。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 在任期間 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況
1	 新任 丹治道子 (1965年1月3日) 在任期間：0年 128株	<p>1987年4月 三菱商事株式会社 入社 2013年10月 三菱商事R&Mジャパン株式会社 人事部長 2017年4月 三菱商事株式会社 金属グループ人事担当 兼 コンプライアンスオフィサー 2020年4月 当社 経営企画本部 人事総務企画室 人材開発部 副部長 2020年10月 当社 経営企画本部 人事総務企画室 人材開発部長 2023年7月 当社 経営企画本部 人事総務企画室長（現任）</p> <p>(注) 2025年6月1日付で、当社 経営企画本部 主幹に就任予定です。</p>
【監査役候補者とした理由】		
丹治道子氏は、三菱商事株式会社及び当社において人事部門及びコンプライアンス部門の責任者を歴任し、組織管理や法令順守、倫理観に関する豊富な見識を有しています。これらの経験を活かして当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名 (生年月日) 在任期間 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況
2	 <p> 再任 社外 独立 福井 琢 (1961年8月24日) 在任期間：4年 0株 </p>	<p> 1987年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 柏木総合法律事務所 入所 2004年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授 2005年6月 信越化学工業株式会社 社外監査役 2009年1月 柏木総合法律事務所 マネージングパートナー（現任） 2017年6月 ヤマハ株式会社 社外取締役 2021年6月 当社 社外監査役（現任） 2024年12月 株式会社マイナビ 社外監査役（現任） </p> <p> (重要な兼職の状況) 柏木総合法律事務所 マネージングパートナー 株式会社マイナビ 社外監査役 </p>
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>福井琢氏は、弁護士として会社法をはじめとする企業法務に精通しており、また、他社の社外役員として培った豊富な経験と当社の関連業界に偏らない広い視点を有しております。同氏は、これまで社外役員以外の方法で会社の経営に直接関与した経験は有しておりませんが、引き続きこれらの経験と高い独立性を活かして当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、選任をお願いするものです。</p>		

(注) 1. 特別の利害関係

各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 在任期間

各監査役候補者の在任期間は、本株主総会終結の時における期間となります。

3. 責任限定契約の締結

当社は、会社法第427条第1項及び定款に基づき、福井琢氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しています。本議案において同氏の再任をご承認いただいた場合は、同契約を継続する予定です。また、丹治道子氏の選任をご承認いただいた場合は、当社は、同氏との間においても、同内容の契約を締結する予定です。

4. 補償契約の締結

当社は、福井琢氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において取締役会決議により当社が補償する内容とする補償契約を締結しています。本議案において同氏の再任をご承認いただいた場合は、同契約を継続する予定です。また、丹治道子氏の選任をご承認いただいた場合は、当社は、同氏との間においても、同内容の契約を締結する予定です。

5. 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容は、事業報告「4-4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。本議案において各監査役候補者の選任をご承認いただいた場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

6. 常勤監査役

丹治道子氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏を常勤監査役として選定する予定です。

7. 独立役員

福井琢氏は、当社が定める「メタウォーター株式会社 社外役員の独立性に関する基準」及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏につきまして、すでに同取引所に対して独立役員として届け出ております。

※「メタウォーター株式会社 社外役員の独立性に関する基準」は、下記URLの「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の末尾に記載しております。

<https://www.metawater.co.jp/sustainability/responsibility/pdf/governance.pdf>

以 上

(ご参考)

取締役・監査役のスキル・マトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の各取締役及び監査役の経験及び専門性は以下のとおりです。

氏名	役職	経験・専門性						指名・報酬等諮問委員会
		経営戦略	マーケティング・技術・開発	財務・会計	グローバル経営	人事・多様性	ガバナンス	
山口 賢二	代表取締役社長	●	●	●		●	●	○
酒井 雅史	取締役	●	●				●	
藤井 泉智夫	取締役	●				●	●	
伊藤 一	取締役	●	●					
相澤 鑿	独立社外取締役	●	●				●	○
小棹 ふみ子	独立社外取締役			●		●	●	○
田内 常夫	独立社外取締役	●	●		●		●	○
寺西 昭宏	常勤監査役						●	
丹治 道子	常勤監査役					●	●	
福井 琢	独立社外監査役						●	○
楠 政己	独立社外監査役			●				○

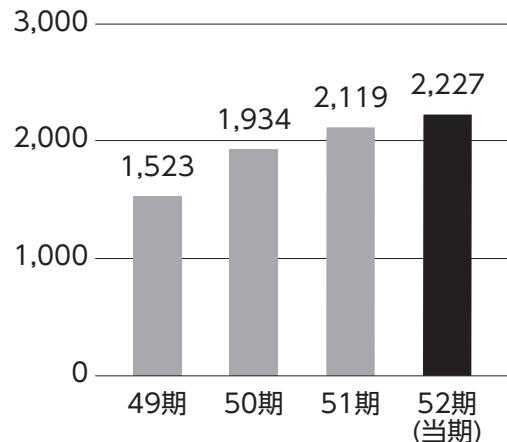
●：経験・専門性

○：指名・報酬等諮問委員長

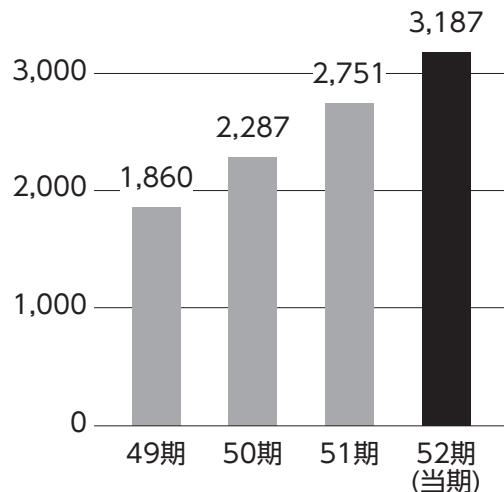
◎：指名・報酬等諮問委員

連結業績

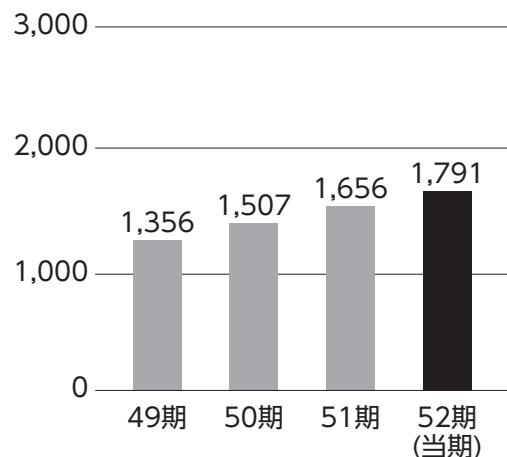
受注高（億円）



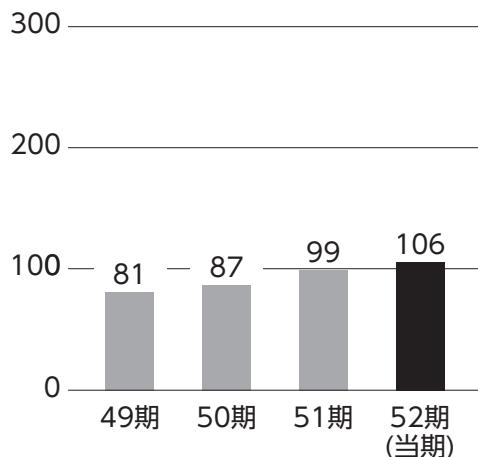
受注残高（億円）



売上高（億円）



営業利益（億円）



事業報告

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 当社グループの現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当期における我が国の経済状況は、各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復しました。また、世界の経済状況は、一部の地域において弱さがみられるものの、景気の持ち直しが続きました。一方で、物価上昇、金融資本市場の変動、中東地域をめぐる情勢、米国 の政策動向による影響等、景気の下振れリスクが懸念されました。

このような状況のなか、当社グループは、2027年度（2028年3月期）を最終年度とする「中期経営計画2027」の達成に向けて、「①各事業分野の成長戦略」「②企業価値向上に向けた投融資戦略」「③サステナビリティに関する取り組み」を重点施策とし、全社を挙げて取り組んでいます。

当連結会計年度における当社グループの業績は、次表のとおりとなりました。

主に海外事業セグメントの業績が好調に推移し、売上高及び営業利益共に前期を上回りました。また、受注が好調に推移し、受注高及び受注残高共に前期を上回りました。経常利益については、主に前期の為替差益に対して、当期は円高影響による為替差損が発生したことにより、前期を下回りました。

	2024年3月期 (百万円)	2025年3月期 (百万円)	増減 (百万円)	増減率 (%)
売上高	165,561	179,094	+13,532	+8.2
営業利益	9,903	10,626	+722	+7.3
経常利益	10,490	9,951	△539	△5.1
親会社株主に帰属する 当期純利益	6,875	6,852	△22	△0.3
受注高	211,914	222,724	+10,809	+5.1
受注残高	275,071	318,700	+43,629	+15.9

当社グループは、当連結会計年度より、マネジメント・アプローチの観点から報告セグメントを従来の2区分（プラントエンジニアリング事業、サービスソリューション事業）から、4区分（環境エンジニアリング事業、システムソリューション事業、運営事業、海外事業）に変更しました。セグメント別の業績は次のとおりです。なお、各セグメントの前期比については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた上で算出しています。

(環境エンジニアリング事業)

環境エンジニアリング事業セグメントは、水環境事業及び資源環境事業で構成され、国内の浄水場・下水処理場・資源リサイクル施設向けの機械設備等の設計・建設及び保守・維持管理等を主たる業務としています。

水環境事業においては、サービス分野の売上高は前期を上回りましたが、設計・建設等の工事進行基準の売上高が前期を下回ったことにより、売上高・営業利益共に前期を下回りました。資源環境事業においては、大型の建設工事案件が順調に推移し、売上高・営業利益共に前期を上回りました。

	2024年3月期 (百万円)	2025年3月期 (百万円)	増減 (百万円)	増減率 (%)
売上高	52,878	52,367	△510	△1.0
営業利益	3,009	2,362	△646	△21.5
受注高	74,017	51,918	△22,098	△29.9
受注残高	101,963	101,514	△448	△0.4

(システムソリューション事業)

システムソリューション事業セグメントは、システムエンジニアリング事業及びカスタマーエンジニアリング事業で構成され、国内の浄水場・下水処理場向けの電気設備等の設計・製造及び保守・維持管理等を主たる業務としています。

システムエンジニアリング事業においては、大型の工事案件が順調に推移し、売上高は前期を上回りましたが、減価償却費や労務費等の増加により、営業利益は前期を下回りました。カスタマーエンジニアリング事業においては、補修工事や更新工事等が順調に推移し、売上高・営業利益共に前期を上回りました。

	2024年3月期 (百万円)	2025年3月期 (百万円)	増減 (百万円)	増減率 (%)
売上高	52,570	57,211	+4,641	+8.8
営業利益	3,690	3,422	△267	△7.3
受注高	60,424	63,455	+3,030	+5.0
受注残高	65,082	71,326	+6,243	+9.6

(運営事業)

運営事業セグメントは、国内の浄水場・下水処理場・資源リサイクル施設の運営事業を主たる業務としています。

子会社の業績が順調に推移したこと等により、売上高・営業利益共に前期を上回りました。

	2024年3月期 (百万円)	2025年3月期 (百万円)	増減 (百万円)	増減率 (%)
売上高	28,880	31,787	+2,907	+10.1
営業利益	2,111	2,219	+107	+5.1
受注高	40,632	55,860	+15,228	+37.5
受注残高	78,946	103,020	+24,073	+30.5

(海外事業)

海外事業セグメントは、海外の浄水場・下水処理場向けの施設・設備の設計・建設及び保守・維持管理並びに民需事業を主たる業務としています。

北米子会社及び欧州子会社の業績が順調に推移し、売上高・営業利益共に前期を上回りました。

	2024年3月期 (百万円)	2025年3月期 (百万円)	増減 (百万円)	増減率 (%)
売上高	31,232	37,727	+6,494	+20.8
営業利益	1,092	2,621	+1,529	+140.0
受注高	36,840	51,489	+14,648	+39.8
受注残高	29,078	42,839	+13,761	+47.3

1-2. 対処すべき課題

当社グループの主要事業である国内の上下水道市場では、人口減少等に起因する自治体の財政難や技術者不足が顕在化していることに加え、高度経済成長期に整備された施設・設備の老朽化、大地震や台風・集中豪雨等の自然災害への対策が喫緊の課題となっています。このような状況において、PFI(注1)法の施行や水道法の改正等による民間の資金、技術、ノウハウを活用する公民連携、国土強靭化計画に基づく取り組み等が着実に進展しています。特にPPP(注2)/PFI推進アクションプラン（内閣府：令和5年改定版）では、PPP/PFIの質と量の両面から充実を図るために新たな公民連携方式「ウォーターPPP」の導入拡大を図っています。また、AI、IoT等の技術革新を背景に、新たな事業機会やビジネスモデルが創出されています。

一方、海外の上下水道市場では、欧米等の先進国における施設・設備の老朽化に加え、米国では水資源の確保に向けた再生水の活用、欧州では環境規制の厳格化等への対応が重点課題となっています。また、アジアの新興国等においては、人口増による水需要の増加に伴い、上下水道インフラ整備の需要が高まっています。今後も各国の上下水道市場における課題やニーズを背景とした事業機会の拡大が期待されます。

さらに近年では、物価上昇、金融資本市場の変動、中東地域をめぐる情勢、米国の政策動向による影響等のリスクが懸念されます。

このような市場環境を踏まえ、当社グループは長期ビジョンの実現に向け、2027年度（2028年3月期）を最終年度とする「中期経営計画2027」を策定しました。2027年度の経営目標を受注高2,000億円以上、売上高2,000億円、営業利益130億円とし、次の3点を重点施策として、全社を挙げて取り組んでいます。

① 各事業分野の成長戦略

当社グループは、2024年4月1日付で組織体制を見直すとともに報告セグメントを「環境エンジニアリング事業」「システムソリューション事業」「運営事業」「海外事業」の4区分に変更し、各事業セグメントにおける成長戦略を推進しています。

（環境エンジニアリング事業）

環境エンジニアリング事業は「水環境事業」と「資源環境事業」で構成しています。水環境事業では、昨今の環境課題に対応すべく、上下水道施設の温室効果ガス排出削減に貢献する製品及びシステムの開発、導入に取り組んでいます。また、今後増加する更新需要に対して、維持管理を起点にした提案や最適なLCC（ライフサイクルコスト）を追求することで競争力を強化し、新たな機場の獲得を図っています。資源環境事業では、清掃関連施設としては都内で初めてネーミングライツが導入された施設において、当社が命名権を獲得して命名した「メタウォーター・サステナブルパークこがねい」が竣工しました。今後も資源リサイクル施設の更新需要に伴いDBO(注3)案件が増加するなか、提案から設計・建設・維持管理まで、組織としての対応力やパートナー企業との連携を強化し、新たな機場の獲得及び地域貢献を推進します。

(システムソリューション事業)

システムソリューション事業は「システムエンジニアリング事業」と「カスタマーエンジニアリング事業」で構成しています。システムエンジニアリング事業では、今後の電気設備の更新需要に対して、特に監視系のマイグレーション(注4)や開発投資等を積極的に推進し、新たな更新需要の獲得を図っています。また、事業部門横断に加え、協力会社との連携の深化によりエンジニアリング手法を改革し、ICT等を活用することで、データ連携による品質向上及びさらなる業務効率化によるコストダウン等に取り組んでいます。カスタマーエンジニアリング事業では、これまでの実績やノウハウを活用して顧客への提案力を強化し、継続的な電気設備の保守点検及び修繕工事等の獲得を図っています。また、WBC(注5)の拡販及び活用等により、新たな顧客及び新規事業の獲得を目指しています。

(運営事業)

国内では、今後さらに人口減少、自治体の技術者不足や財政難等が顕在化していくなか、これらの解決策として新たに導入された公民連携方式「ウォーターPPP」を好機と捉えるとともに、PFI法の施行から約20年が経過し、第2期目を迎える時期が近付いており、当社グループとしての実績やノウハウを生かした新たなビジネスモデルや地域特性に応じた提案等を推進しています。また、当社グループが運営する機場について、現地運転員の省人化や無人化、運転ノウハウの蓄積や高度化等を実現するため、オペレーションサポートセンター（OSC）を活用し、競争力を強化するとともに運営事業の拡大を図っています。

(海外事業)

欧米市場では、水不足への懸念や環境規制等が強化されるなか、当社グループは欧米を戦略エリアと位置付け、再生水市場及び微量汚染物質処理等の高度な処理プロセスへの対応に注力しています。また、当社及び欧米のグループ企業間の連携を強化し、さらなるシナジー創出を目指しています。一方、アジア市場では当社グループの差別化技術やシステムの拡販に向けて、現地パートナーとの連携を強化しています。当社は、当社の米国子会社であるMETAWATER USA, INC.を通じて、2025年4月に米国のエンジニアリング会社であるSchwing Bioset, Inc.の全株式を取得しました。引き続き欧米を戦略エリアとして、さらなる事業拡大を目指しています。

② 企業価値向上に向けた投融資戦略

当社グループは、ステークホルダーの期待に応え、企業価値の向上を遂げるために、次の投融資等に積極的に取り組んでいます。

(事業拡大に向けた成長投融資)

当社グループの事業拡大に向けて、新技術や強い分野のさらなる強化に向けて研究開発投資や国内外のアライアンス、ウォーターPPP等における特別目的会社（SPC）への投融資を積極的に推進しています。

(将来の安定成長に向けた基盤投資)

当社グループは、人を最大の財産と捉え、将来の安定成長に向けて積極的な新卒及び即戦力の採用に取り組んでいます。2025年2月には、経済産業省が定めるDX認定制度に基づく「DX認定事業者」の認定、2025年3月には、経済産業省と日本健康会議が認定する健康経営優良法人認定制度に基づく「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」の認定を取得しました。当社グループは、引き続きDXの推進及び健康経営の推進に注力します。

③ サステナビリティに関する取り組み

当社グループは、2024年4月に当社グループの存在意義を明確にするため、“わたしたちの目的（パーカス）”「地域と共生し、水と環境の循環を守り、人々の暮らしを支える」を制定しました。当社グループは、このパーカスのもと、事業活動を通じて環境課題や社会課題などの解決に取り組み、地域や社会に寄り添いながら、ステークホルダーの皆様とともに持続可能な未来の実現を目指します。

- (注) 1. PFI (Private Finance Initiative)：施設の設計・建設、維持管理、修繕などの業務について民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する手法
2. PPP (Public-Private Partnership)：公共サービスの提供に民間が参画する手法
3. DBO (Design Build Operate)：公共が資金を調達し、設計・建設、運営を民間に委託する方式
4. マイグレーション：既存のシステムやソフトウェアを新たな環境等に移転・移行して活用すること
5. WBC (Water Business Cloud)：クラウド型プラットフォームを活用した上下水道事業をサポートするICTサービス

1-3. 財産及び損益の状況

	第49期 2022年3月期	第50期 2023年3月期	第51期 2024年3月期	第52期 2025年3月期 当連結会計年度
売上高 (百万円)	135,557	150,716	165,561	179,094
経常利益 (百万円)	8,751	9,068	10,490	9,951
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,245	6,252	6,875	6,852
一株当たり当期純利益 (円)	143.39	143.48	157.67	157.06
総資産 (百万円)	133,065	142,695	168,843	196,783
純資産 (百万円)	59,548	66,639	75,676	85,350

(注) 第52期の期首から「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を適用しており、第49期から第51期については遡及適用した数値を記載しています。

1-4. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

分野	事業の内容
環境エンジニアリング事業	国内の浄水場・下水処理場・資源リサイクル施設向け機械設備等の設計・建設及び保守・維持管理等
システムソリューション事業	国内の浄水場・下水処理場向け電気設備等の設計・製造及び保守・維持管理等
運営事業	国内の浄水場・下水処理場・資源リサイクル施設の運営事業
海外事業	海外の浄水場・下水処理場向け施設・設備の設計・建設及び保守・維持管理並びに民需事業

1-5. 主要な事業所及び営業拠点等（2025年3月31日現在）

当社	本社	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
	事業所	日野、名古屋
	主要営業拠点	東京（本社）、札幌、仙台、横浜、名古屋、大阪、広島、高松、福岡
子会社	国内	メタウォーターサービス株式会社（千代田区）
	国外	METAWATER USA, INC.（米国） Rood Wit Blauw Water B.V.（オランダ）

1-6. 当社グループの従業員の状況（2025年3月31日現在）

従業員数（名）	前期末比増減数（名）
3,883	198 増

(注) 1. 従業員数は就業人員数です。
 2. 当社の従業員数は、2,383名（前期末比91名増）です。

1-7. 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
メタウォーターサービス株式会社	90百万円	100%	上下水処理設備、ごみ処理設備等の運転管理
ウォーターネクスト横浜株式会社	100百万円	80%	川井浄水場再整備に関する資金調達、設計・施工、運転・維持管理、発生汚泥の有効利用
テクノクリーン北総株式会社	50百万円	85%	北総浄水場排水処理施設整備に関する資金調達、設計・施工、運転・維持管理
株式会社アクアサービスあいち	50百万円	60%	知多浄水場はじめ4浄水場排水処理施設整備に関する資金調達、設計・施工、運転・維持管理
株式会社みずむすびマネジメントみやぎ	2,179百万円	35%	宮城県上工下水一体官民連携運営事業における運営
ウォーターネクサスOSAKA株式会社	80百万円	52%	大阪市汚泥処理施設整備に関する設計・施工、運転・維持管理
METAWATER USA, INC.	3.75百万米ドル	100%	北米地域における水処理プラント向け設計・施工、運転・維持管理
Aqua-Aerobic Systems, Inc.	0.5百万米ドル	100%	北米地域における水処理プラント向け設計・施工、運転・維持管理
Rood Wit Blauw Water B.V.	23.9千ユーロ	100%	欧州地域における水処理プラント向け設計・施工等

(注) 1. 出資比率は、子会社を通じた間接保有分を含む比率です。

2. 当期末時点において、特定完全子会社に該当する子会社はありません。

1-8. 設備投資の状況

当連結会計年度においては、主に、子会社である株式会社みずむすびマネジメントみやぎにおいて上工水施設の設備更新投資、当社において業務システム等の設備投資を実施しており、その総額は4,052百万円です。

1-9. 資金調達の状況

当社は、2025年2月28日に、持続可能な水処理事業への投資・融資等を資金使途とする第2回無担保社債（ブルーボンド）100億円を発行しました。また、中期経営計画2027の重点施策である「企業価値向上に向けた投融資戦略」に係る資金需要に備え、総額50億円のシンジケートローン契約を締結しました。

1-10. 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
三井住友信託銀行株式会社	3,000
株式会社七十七銀行	2,500
株式会社仙台銀行	1,700
第一生命保険株式会社	1,700
株式会社横浜銀行	1,620
株式会社山梨中央銀行	1,500
株式会社日本政策投資銀行	1,393
株式会社ゆうちょ銀行	1,269
株式会社京葉銀行	1,000
株式会社山口銀行	696

1-11. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営状況に応じた株主への利益還元を継続し、累進配当を行うとともに、連結配当性向30～40%を目指すことを基本方針としています。

当期の剰余金の配当は、当期及び次期の連結業績並びに財務状況等を勘案し、2025年5月20日開催の取締役会において、期末配当を1株当たり26円と決定しました。これに伴い、当期における1株当たりの剰余金の配当は、中間配当を含め50円となります。

2. 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 140,000,000株
- ② 発行済株式総数 44,258,500株 (自己株式619,714株を含む)
- ③ 株主数 11,267名
- ④ 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
富士電機株式会社	9,100	20.85
日本碍子株式会社	8,620	19.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,494	10.30
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,336	5.35
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,977	4.53
光通信株式会社	1,526	3.50
メタウォーターグループ従業員持株会	913	2.09
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	562	1.29
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 385598	542	1.24
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	503	1.15

(注) 当社は、自己株式619,714株を保有していますが、上記大株主から除いています。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しています。

⑤ 事業年度中に会社役員に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

当事業年度において、次のとおり譲渡制限付株式報酬として自己株式を交付しました。
なお、社外取締役及び監査役に対しては、譲渡制限付株式報酬を支給していません。

交付対象者	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	7,700株	4名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4-5.当期に係る取締役及び監査役の報酬等 ①取締役の個人別の報酬等の決定方針」に記載のとおりです。

2. 上記のほか、自己株式の処分により、取締役を兼務しない執行役員9名に対して10,400株、エグゼクティブラボバイザー4名に対して5,200株を譲渡制限付株式報酬として交付しました。

⑥ その他株式に関する重要な事項

2025年1月30日開催の取締役会決議により、2025年2月21日付で自己株式1,500,000株を消却しました。これにより、発行済株式総数は1,500,000株減少し、44,258,500株となりました。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 (執行役員社長)	山口 賢二	業務執行統括
取 締 役 (執行役員専務)	酒井 雅史	PPP本部長 メタウォーターサービス株式会社 取締役会長
取 締 役 (執行役員常務)	藤井 泉智夫	経営企画本部長 輸出管理室長
取 締 役 (執 行 役 員)	伊 藤 一	システムソリューション事業本部長
取 締 役	相 澤 馨	日華化学株式会社 社外取締役
取 締 役	小棹 ふみ子	小棹ふみ子税理士事務所 税理士 株式会社建設技術研究所 社外取締役 日本道路株式会社 社外取締役
取 締 役	田 内 常 夫	本田技研工業株式会社 社友 伊澤タオル株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	初 又 繁	—
常 勤 監 査 役	寺 西 昭 宏	—
監 査 役	福 井 琢	柏木総合法律事務所 マネージングパートナー 慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院) 教授 株式会社マイナビ 社外監査役
監 査 役	楠 政 己	公認会計士楠会計事務所 公認会計士

- (注) 1. 取締役 相澤馨氏、小棹ふみ子氏、田内常夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役 福井琢氏、楠政己氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 取締役 相澤馨氏の兼職先である日華化学株式会社と当社には、人的・資本的・重要な取引関係はありません。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。
4. 取締役 小棹ふみ子氏の兼職先である小棹ふみ子税理士事務所、株式会社建設技術研究所及び日本道路株式会社と当社には、人的・資本的・重要な取引関係はありません。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。

5. 取締役 田内常夫氏の兼職先である本田技研工業株式会社及び伊澤タオル株式会社と当社には、人的・資本的・重要な取引関係はありません。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。
6. 監査役 福井琢氏の兼職先である柏木総合法律事務所、学校法人慶應義塾及び株式会社マイナビと当社には、人的・資本的・重要な取引関係はありません。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。
7. 監査役 楠政己氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、同氏の兼職先である公認会計士楠会計事務所と当社には、人的・資本的・重要な取引関係はありません。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。
8. 当期中の役員の異動：取締役 奥田昇氏は、2024年6月25日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任しました。取締役 伊藤一氏は、2024年6月25日開催の第51期定時株主総会において新たに選任され就任しました。
9. 2025年4月1日付で次のとおり異動がありました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 (執行役員専務)	酒井 雅史	PPP本部長 メタウォーターサービス株式会社 取締役

10. 当社は執行役員制度を導入しています。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりです。
(2025年4月1日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	山口 康一	プラント建設本部長
執行役員	秋川 健	海外本部長 METAWATER USA, INC. 取締役社長 Aqua-Aerobic Systems, Inc. 取締役会長 Rood Wit Blauw Water B.V. 取締役会長
執行役員	加藤 達夫	環境エンジニアリング事業本部長
執行役員	青樹 和彦	コストエンジニアリングセンター長 R&Dセンター、安全衛生統括室担当
執行役員	児島 憲治	営業本部長
執行役員	石川 俊之	メタウォーターサービス株式会社 代表取締役会長
執行役員	高瀬 智之	経営企画本部 経理財務企画室長
執行役員	石崎 寛之	営業本部 副本部長
執行役員	西村 新吾	経営企画本部 経営企画室長 品質保証統括室担当

4-2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約（会社法第427条第1項）に関する規定を設けています。当該定款に基づき、当社が取締役 相澤馨氏、小棹ふみ子氏、田内常夫氏及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。

会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする。

4-3. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役の全員及び監査役の全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において取締役会決議により相当と判断するときに当社が補償する内容とする補償契約を締結しています。

4-4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用、公的調査等対応費用などを当該保険契約により補填することとしています。なお、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由、被保険者の犯罪行為に起因する対象事由は、補償対象外となっています。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社の完全子会社（原則、海外子会社を除く。）の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員です。

また、当該保険料は、全額当社が負担しています。

4-5. 当期に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の決定方針

当社は、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を次のとおり定めています。当該方針は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外役員が過半数を構成する指名・報酬等諮問委員会への諮問を経て、取締役会において決議しています。

1 基本方針

当社は、企業理念の実践を通じて、社会と共に持続的な発展を遂げるための最良のコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」(以下「CG基本方針」という。)を制定しているところ、CG基本方針第12条は次のとおり定めていることから、同条を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を2以下のとおり定める。

第12条（取締役の報酬等の決定に関する方針及び手続）

- 1 取締役及び執行役員の報酬等の決定に当たっては、透明性、公平性、客觀性をもって、当該事業年度の当社の状況、他社水準等及び指名・報酬等諮問委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会の決議を経て決定する。
- 2 経営陣＊の報酬等については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するインセンティブ付けを行う。
- 3 社外取締役に対する報酬等は、業務執行から独立した立場であることから、業績連動しない固定報酬のみとし、各人の職業的専門性等を勘案し、決定する。

*CG基本方針第5条第3項において、業務執行取締役及び執行役員を「経営陣」と定義している。

2 業務執行取締役の報酬等

(1) 報酬等の構成、水準、割合

ア 構成 業務執行取締役の報酬等は、「金銭報酬としての基本報酬（固定報酬）」と「インセンティブ報酬（変動報酬）」で構成し、インセンティブ報酬（変動報酬）は、「金銭報酬としての短期インセンティブ報酬（業績連動賞与）」と「非金銭報酬としての中長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式報酬）」の2種類を組み合わせる。

イ 水準 業務執行取締役の報酬水準は、同業他社の水準と比較して決定する。

ウ 割合 業務執行取締役の報酬等の構成割合は、国内企業の平均的な報酬割合を参考にして、「基本報酬：短期インセンティブ報酬：中長期インセンティブ報酬」＝「7：2：1」を目安とする。

(2) 金銭報酬としての基本報酬（固定報酬）

基本報酬は、取締役としての職責及び業務執行上の役位別に基準額を定め、月例報酬とする。

(3) 金銭報酬としての短期インセンティブ報酬（業績連動賞与）

短期インセンティブ報酬は、毎年、一定の時期に支給する。

取締役会長、取締役社長、取締役の一部の短期インセンティブ報酬については、取締役としての職責及び業務執行上の役位別に基準額を定め、それに業績指標を乗じた額とし、業績指標は会社業績100%とする。会社業績の指標には、当社の業績を判断する上で重要と位置付けている連結売上高、連結営業利益、連結営業利益率を採用し、その構成割合は、「連結売上高：連結営業利益：連結営業利益率」＝「1：2：1」を目安とする。

その他の取締役の短期インセンティブ報酬については、業務執行上の役位別に基準額を定め、それに業績指標を乗じた額とし、業績指標は個人業績100%とする。個人業績の指標については、各人の職務に応じた係数及び複数の項目からなる重要指標と項目毎のウエイトを定め、前年度実績に対する当該年度目標の難易度と当該年度目標に対する当該年度実績の達成度と過去実績に対する当該年度実績の達成度を組み合わせて評価する。

(4) 非金銭報酬としての中長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式報酬）

中長期インセンティブ報酬は、業務執行上の役位別に付与株式数を定め、毎年、一定の時期に支給する。付与する株式には、一定の譲渡制限期間を設定することとし、原則として、退任日（又は退職日）に譲渡制限を解除する。

3 非業務執行取締役（社外取締役）の報酬等

非業務執行取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場であることから、業績連動しない金銭報酬としての月例の固定報酬のみとし、各人の職業的専門性等を勘案し、決定する。

4 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、透明性、公平性、客観性をもって決定するため、取締役会の諮問機関である指名・報酬等諮問委員会への諮問に対する助言・提言を踏まえ、取締役会の決議を経て、株主総会で決議された取締役の報酬等の額の範囲において各取締役の報酬等の額及び中長期インセンティブ報酬としての付与株式数の決定を代表取締役に一任する。当該委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外役員の過半数で構成する。当該委員会に対しては、取締役の報酬等の構成、水準、割合、取締役としての職責及び業務執行上の役位別の基準、業績指標並びに個人別の報酬等の決定の仕組み等について諮問する。

以上

② 監査役の個人別の報酬等の決定方針

当社は、2015年6月22日開催の監査役会において、監査役の個人別の報酬等について次のとおり決定しています。

監査役は、業務執行から独立した立場であることから、業績連動しない固定報酬のみとし、株主総会において承認された当該報酬等総額の範囲内において、監査役の協議によって決定する。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2015年6月22日開催の第42期定時株主総会において、取締役の報酬等の額を年額5億円以内（うち社外取締役5千万円以内）、監査役の報酬等の額を年額1億円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月22日開催の第48期定時株主総会におい

て、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式付与のための報酬として、年額1億5千万円以内の金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の払い込みにより付与される株式の総数を年15万株以内と決議しています。当該定期株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名です。

なお、定款により、取締役の員数は12名以内、監査役の員数は5名以内とする旨を定めています。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、前記方針に記載のとおり、取締役会の決議を経て、各取締役の報酬等の額の決定を代表取締役社長（山口賢二氏）に一任しています。当該権限を委任した理由は、代表取締役社長は当社の業務執行を統括し、各取締役の職務遂行状況を俯瞰できる立場であるため、同氏に委任することが公平な決定に資するからです。取締役会は、当該権限が適切に行使されるように、前記方針に基づき、役位別の基準額や業績連動報酬等の算定に用いられる業績指標の過去実績により算出された基準値に対する当期実績の変動率を指名・報酬等諮問委員会に報告し、当該報告を踏まえた当該委員会の助言・提言を受けて同氏への当該権限の委任を決定しています。従いまして、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容が前記方針に沿うものであると判断しています。

⑤ 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く。）	244	156	72	14	5
監査役（社外監査役を除く。）	39	39	—	—	2
社外取締役	18	18	—	—	3
社外監査役	12	12	—	—	2

- (注) 1. 業績連動報酬等として、取締役（社外取締役を除く。）に対し賞与を支給しており、上記には2025年6月に支払予定の第52期に係る賞与が含まれています。業績連動報酬等の算定に用いる業績指標とその選定理由は、前記方針に記載のとおりです。業績連動報酬等の額は、役位別の基準額に業績指標の過去実績により算出された基準値に対する当期実績の変動率を乗じて算定しています。なお、当期の業績指標の実績は、連結売上高：179,094百万円、連結営業利益：10,626百万円、連結営業利益率：5.9%です。
2. 非金銭報酬等として、取締役（社外取締役を除く。）に対し譲渡制限付株式を交付しており、上記には当事業年度における費用計上額を記載しています。当該株式報酬の内容は、前記方針に記載のとおりです。当該譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、割当てを受けた日から、取締役会があらかじめ定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間とし、原則として、退任日（又は退職日）に譲渡制限を解除します。その交付状況は「2. 株式に関する事項」に記載のとおりです。
3. 上記には、2024年6月25日開催の第51期定期株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬等を含んでいます。

4-6. 社外役員の主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

氏名	出席回数 (出席率)		主な発言状況及び 果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要	
	取締役会	監査役会		
社外取締役	相澤 馨	16／16回 (100%)	—	日東電工株式会社における経営経験及び他社の社外役員として培った豊富な経験から、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、主に当社の経営計画及びコーポレート・ガバナンスに関して、自らの知見に基づき、助言・提言しています。また、指名・報酬等諮問委員会の委員長として当該委員会を主体的に運営し、取締役会の諮問に対して答申しています。
	小棹 ふみ子	16／16回 (100%)	—	税務に関する専門的見識、企業会計における深い見識、及び他社の社外役員として培った豊富な経験から、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、主に当社の財務・会計・税務に関して、自らの知見に基づき、助言・提言しています。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として当期に開催された当該委員会に全て出席し、取締役会の諮問に対して答申しています。
	田内 常夫	16／16回 (100%)	—	本田技研工業株式会社及び株式会社ケーヒン（現 Astemo株式会社）における経営経験並びに他社の社外役員として培った豊富な経験から、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、主に当社の経営計画及び海外戦略に関して、自らの知見に基づき、助言・提言しています。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として当期に開催された当該委員会に全て出席し、取締役会の諮問に対して答申しています。
社外監査役	福井 琢	16／16回 (100%)	13／13回 (100%)	弁護士として会社法をはじめとする企業法務に精通しており、他社の社外役員として培った豊富な経験から、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、必要に応じ社外の立場から意見を述べています。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として当期に開催された当該委員会に全て出席し、取締役会の諮問に対して答申しています。
	楠 政己	16／16回 (100%)	13／13回 (100%)	公認会計士として財務及び会計に精通しており、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、必要に応じ社外の立場から意見を述べています。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、当期に開催された当該委員会に全て出席し、取締役会の諮問に対して答申しています。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

5-2. 当期に係る報酬等の額

区分	支払額（百万円）
① 会計監査人としての報酬等の額	55
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	65

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の過年度の活動実績を確認し、当期における監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っています。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。

3. 当社の重要な子会社（1-7参照）の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けています。

5-3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）として、社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託し、その対価を支払っています。

5-4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により解任します。

このほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により適正な職務の遂行に支障を及ぼすと認められる場合、その他解任又は不再任が適当と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

6-1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、2022年4月27日開催の取締役会において同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項各号及び第3項各号に定める体制の整備に関する基本方針について次のとおり決議しています。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を次のとおり定める。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、次のコーポレートガバナンス体制により、経営の透明性及び健全性の確保を図る。
 - ① 経営責任の明確化と経営環境の変化への迅速な対応を図るため、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ② 経営監督及び経営監査機能の強化並びに重要な業務執行にかかる経営判断プロセスの妥当性の確保を図るため、これにふさわしい資質を備えた社外役員を招聘する。
- (2) 当社は、当社役職員に対し、企業理念及び行動規範の周知徹底を図る。
- (3) 当社は、次のとおりコンプライアンス体制を確立し、推進する。
 - ① コンプライアンス規程を制定するとともに、審議機関としてサステナビリティ委員会を設置する。
 - ② 規制法令ごとに社内ルール、監視、監査、教育の各側面において、役割、責任を明確にしたコンプライアンスプログラムをサステナビリティ委員会の承認により制定し、年間計画に基づき実施するとともに、その実績をサステナビリティ委員会に報告する。
 - ③ 取締役及び監査役は、その職務の執行において必要とされる法令に関する研修に参加する。
 - ④ 通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、使用人等からコンプライアンス対応部門及び社外弁護士・外部専門機関への通報を容易にする内部通報制度を設置することにより、法令、定款、社内ルールに違反する行為の未然防止及び早期発見を図り、運用規程に基づき適切な対応を行う。
- (4) 当社は、反社会的勢力に対応するための基本方針及び規程を制定し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体の排除に向け、組織的な対応を図る。
- (5) 当社は、社長直轄の内部監査部門を設置し、実効性の高い内部監査を実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報セキュリティポリシーを制定し、当社の重要な業務執行にかかる記録等を確實に保存及び管理し、取締役及び監査役が当該記録等の内容を知り得ることを保証する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、経営に影響を及ぼす可能性のあるリスクに関して、リスク管理規程を制定し、適切なリスク管理体制を整備する。
- (2) 当社は、大規模災害、重大事故、重大不祥事等の緊急事態の発生に備え、危機管理担当役員を任命するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、緊急時の体制を整備する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、執行役員制度を採用し、取締役会決議により執行役員の担当業務を定めるとともに、取締役会規則及び職務権限規程により、業務執行にかかる意思決定に関する権限と責任の所在を明確にする。
- (2) 当社は、当年度及び中期の経営計画を策定し、定期的に進捗状況を確認し、評価及び見直しを行う。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、当社は、財務報告にかかる内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を取締役会に報告する。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の予算、営業成績、財務状況、経営課題その他重要な情報を、子会社の規模や重要度に応じ、当社への定期的な報告事項とし、経営上の重要な事項については、当社の承認を要するものとする。
- (2) 当社は、当社の経営方針、戦略等の徹底及び子会社の経営の掌握、指揮の一環として、必要に応じて当社役職員を子会社の取締役に選任する。
- (3) 当社は、子会社に対する監査の実効性を確保するため、必要に応じて当社役職員を子会社の監査役に選任するとともに、当社の内部監査部門は、当社監査役と相互に連携し、子会社の規模や重要度に応じ、内部監査を実施する。
- (4) 当社は、当社グループの役職員を一体として法令遵守意識の醸成を図るため、コンプライアンス規程及び当社グループの役職員の行動規範を定めるとともに、コンプライアンス教育の実施や助言、指導を行う。当社の内部通報制度については、子会社の役職員も利用可能とする。
- (5) 当社は、当社グループ全体の適切なリスク管理を実施するため、リスク管理規程を定め、子会社の規模や重要度に応じたリスク管理体制を整備する。
- (6) 当社は、子会社の業務の適正性及び効率性を確保するため、関係会社管理部門を設け、関係会社管理規程に基づき、当社と子会社間における協議、情報共有、指導、伝達、支援等が滞りなく行われる体制を構築する。

7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを監査役が求めた場合には、監査役補助者を任命し、その決定には常勤監査役の意見の反映に努める。
- (2) 当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従い、取締役会あるいは取締役等からの指揮命令は受けないこととする。

8. 当社グループの役職員が当社の監査役に報告するための体制

当社は、当社グループの役職員の監査役に対する報告等に関する規程を制定し、監査役が、その職務執行において必要な情報を円滑かつ適切に収集することを可能とするための体制の整備として次の事項を定める。

- ① 業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、監査役に対する定期的な報告及び重要書類の回付等、当社グループの役職員の業務執行にかかる情報収集を可能とする具体的手段を定める。
- ② 当社グループの役職員は、法令、定款等に違反する事実、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当該規程に定める方法により当社監査役に対して報告を行う。
- ③ 当社グループの役職員が当社監査役に対して報告したことを理由とする不利な取扱いを禁止し、当該報告者の保護を図る。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営の透明性及び健全性を確保するため、監査に必要な専門知識及び経験を備えた社外監査役を招聘する。
- (2) 当社は、監査役、内部監査部門及び会計監査人の各監査機能の連携強化を進め、監査の実効性の確保を図る。
- (3) 当社は、監査役が職務の執行に必要であるとあらかじめ求める費用について予算を設けるとともに、監査役が、当該予算を超えて、弁護士、公認会計士その他の専門家に対する相談及び調査等のための費用を請求するときは、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当該請求に応じる。

以 上

6-2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における主な運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役等の職務の執行の法令及び定款等への適合性の確保

- ・企業理念、企業行動憲章及び行動規範を定め、役職員に対する周知徹底を図っています。当期において、行動規範のより実効的な実践を目的に「同業他社及び公務員等との接触に関する基準」を制定しました。また、当社グループの社会における存在意義を明確にするため、新たにパー・パスを制定しました。
- ・「サステナビリティに関する基本方針」に基づき、持続可能な環境・社会の実現と企業価値の向上に向けた取り組みを実施しています。
- ・規制法令及び社内ルールの遵守を図るため、メタウォーターグループコンプライアンス規程に基づきコンプライアンスプログラムを制定し、年間計画に基づいた教育等を実施するとともに、その実績をサステナビリティ委員会へ報告しています。
- ・内部通報制度（ヘルpline制度）を設け、当社グループの役職員からの通報、相談を受け付け、運用規程に基づき適切な対応をとっています。また、外部の通報窓口を設置し、通報者が通報しやすい環境を構築しています。当期から、フリーランスの方からの通報、相談を受け付ける環境を整備しました。

② リスク管理体制

- ・メタウォーターグループリスク管理規程に基づき、当社グループのリスクの洗い出しと分析、評価を行い、サステナビリティ委員会へ報告しています。
- ・危機、災害等の緊急事態への備えを強化するため、メタウォーターグループ事業継続マネジメント（BCM）規程に基づく事業継続計画（BCP）を構築し、BCM推進部会において継続的な改善を行っています。

③ 取締役等の職務の執行の効率性の確保

- ・取締役会規則及び職務権限規程に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しています。
- ・「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に基づき、経営の透明性・健全性・効率性を高めるべく、取締役会の実効性について分析・評価を行う等、当該基本方針に定めた事項を実施しています。
- ・取締役候補者の指名、取締役の報酬等の決定等に係る取締役会の独立性・客觀性の強化を目的とし、指名・報酬等諮問委員会を設置しています。
- ・当社の企業価値の持続的な向上を図るとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）に対し、非金銭報酬としての中

長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式報酬）を導入しています。

- ・当期を初年度とし、2028年3月期を最終年度とする「中期経営計画2027」を策定しました。
- ・マネジメント・アプローチの観点から、報告セグメントを従来の2区分（プラントエンジニアリング事業、サービスソリューション事業）から、4区分（環境エンジニアリング事業、システムソリューション事業、運営事業、海外事業）に変更しました。

④ 財務報告に係る内部統制

- ・財務報告に係る内部統制運営規程に基づき、当社及び連結子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門が評価し、その結果を取締役会に報告しています。

⑤ グループ会社管理

- ・メタウォーターグループ関係会社管理規程に定める決裁事項に基づき、子会社からの起案を受け、当社において必要な決裁を行っています。また、同規程に基づき子会社の財務状況、経営課題その他重要な情報について、子会社から報告を受けています。
- ・内部監査規程に基づき、当社の内部監査部門が子会社に対する内部監査を実施しています。

⑥ 監査役監査の実効性の確保

- ・監査役は、当社及び関係会社の役職員から監査に必要な情報について隨時報告を受けるとともに、業務執行の意思決定に係る重要な会議へ出席しています。また、内部監査部門及び会計監査人は、監査役との間で定期的に情報交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性の向上を図っています。
- ・監査役会及び各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、監査役を補助する使用人を配置しています。また、監査役の協議により職務上必要と見込まれる費用については、予算を計上しています。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	160,178	流動負債	65,885
現金及び預金	36,278	買掛金	21,988
受取手形、売掛金及び契約資産	109,214	電子記録債務	8,817
仕掛品	1,497	年内返済予定のSF等プロジェクトファイナンス・ローン	805
貯蔵品	9,501	未払法人税等	2,414
その他の	3,685	契約負債	12,944
固定資産	36,516	完成工事補償引当金	1,391
有形固定資産	6,674	受注工事損失引当金	1,269
建物及び構築物	2,636	その他の	16,253
機械及び装置	1,922	固定負債	45,547
工具、器具及び備品	572	社債	20,000
建設仮勘定	538	長期借入金	5,000
その他の	1,005	SF等プロジェクトファイナンス・ローン	14,620
無形固定資産	17,706	退職給付に係る負債	4,753
ソフトウエア	2,860	その他の	1,174
ソフトウエア仮勘定	639	負債合計	111,433
のれん	2,255	純資産の部	
顧客関連資産	4,446	株主資本	75,033
公共施設等運営権	850	資本金	11,946
その他の	6,654	資本剰余金	9,406
投資その他の資産	12,135	利益剰余金	54,733
投資有価証券	2,319	自己株式	△1,052
長期貸付金	664	その他の包括利益累計額	6,270
差入保証金	1,205	その他有価証券評価差額金	151
退職給付に係る資産	4,910	繰延ヘッジ損益	83
繰延税金資産	2,622	為替換算調整勘定	5,158
その他の	413	退職給付に係る調整累計額	876
繰延資産	88	非支配株主持分	4,046
社債発行費	88	純資産合計	85,350
資産合計	196,783	負債純資産合計	196,783

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		179,094
売 上 原 価		140,380
売 上 総 利 益		38,713
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		28,087
営 業 利 益		10,626
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	269	
そ の 他	1	271
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	296	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	5	
支 払 手 数 料	10	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	235	
固 定 資 産 処 分 損	104	
為 替 差 損	147	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	37	
そ の 他	109	946
経 常 利 益		9,951
特 別 損 失		
シ ス テ ム 移 行 関 連 費	90	90
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,861
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,268	
法 人 税 等 調 整 額	△701	2,566
当 期 純 利 益		7,294
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		441
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		6,852

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,946	9,410	52,513	△3,640	70,230
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△2,094		△2,094
親会社株主に帰属する当期純利益			6,852		6,852
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 消 却		△9	△2,538	2,548	－
譲渡制限付株式報酬		4		39	44
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△4	2,219	2,587	4,803
当 期 末 残 高	11,946	9,406	54,733	△1,052	75,033

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	継 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	111	28	2,747	△186	2,701	2,744	75,676
連結会計年度中の変動額							
剩 余 金 の 配 当							△2,094
親会社株主に帰属する当期純利益							6,852
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 消 却							－
譲渡制限付株式報酬							44
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	39	55	2,411	1,063	3,568	1,301	4,870
連結会計年度中の変動額合計	39	55	2,411	1,063	3,568	1,301	9,673
当 期 末 残 高	151	83	5,158	876	6,270	4,046	85,350

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	102,909	流動負債	54,660
現金及び預金	11,666	買掛金	17,991
受取手形	1,577	電子記録債務	8,817
売掛金	48,420	未払金	4,845
契約資産	32,243	未払費用	3,280
仕掛け品	1,317	未払法人税等	1,522
貯蔵品	3,415	契約負債	8,332
その他の	4,268	完成工事補償引当金	352
固定資産	37,482	受注工事損失引当金	977
有形固定資産	1,583	その他の	8,539
建物及び構築物	368	固定負債	28,815
機械装置	686	社債	20,000
工具、器具及び備品	360	長期借入金	5,000
建設仮勘定	96	退職給付引当金	3,815
その他の	72	負債合計	83,475
無形固定資産	3,341	純資産の部	
ソフトウエア	2,761	株主資本	56,852
ソフトウェア仮勘定	541	資本金	11,946
その他の	39	資本剰余金	9,406
投資その他の資産	32,556	資本準備金	9,406
投資有価証券	932	利益剰余金	36,552
関係会社株式	21,307	利益準備金	16
関係会社長期貸付金	3,426	その他利益剰余金	36,535
差入保証金	1,129	別途積立金	759
前払年金費用	3,633	繰越利益剰余金	35,776
繰延税金資産	2,117	自己株式	△1,052
その他の	9	評価・換算差額等	151
繰延資産	88	その他有価証券評価差額金	151
社債発行費	88	純資産合計	57,004
資産合計	140,479	負債純資産合計	140,479

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		114,927
売 上 原 価		95,117
売 上 総 利 益		19,810
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,119
営 業 利 益		3,691
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	666	
そ の 他	5	671
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	107	
投 資 有 價 証 券 評 價 損	235	
固 定 資 産 処 分 損	104	
為 替 差 損	63	
そ の 他	105	615
経 常 利 益		3,747
特 別 損 失		
シ ス テ ム 移 行 関 連 費	90	90
税 引 前 当 期 純 利 益		3,656
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,322	
法 人 税 等 調 整 額	△472	849
当 期 純 利 益		2,807

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株 主 資 本							
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
	資 本 準備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	11,946	9,406	4	9,410	16	759	37,602	38,378
事 業 年 度 中 の 变 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△2,094	△2,094
当 期 純 利 益							2,807	2,807
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 消 却			△9	△9			△2,538	△2,538
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬			4	4				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 变 動 額 (純額)								
事 業 年 度 中 の 变 動 額 合 計	—	—	△4	△4	—	—	△1,825	△1,825
当 期 末 残 高	11,946	9,406	—	9,406	16	759	35,776	36,552

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△3,640	56,095	111	111	56,207
事 業 年 度 中 の 变 勤 額					
剰 余 金 の 配 当		△2,094			△2,094
当 期 純 利 益		2,807			2,807
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
自 己 株 式 の 消 却	2,548	—			—
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酉	39	44			44
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 变 勤 額 (純額)			39	39	39
事 業 年 度 中 の 变 勤 額 合 計	2,587	757	39	39	796
当 期 末 残 高	△1,052	56,852	151	151	57,004

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(注) 百万円単位での記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

ア) 連結子会社の数…13社

イ) 主要な連結子会社の名称

メタウォーターサービス株式会社、ウォーターネクスト横浜株式会社、

テクノクリーン北総株式会社、株式会社アクアサービスあいち、

株式会社みずむすびマネジメントみやぎ、ウォーターネクサスOSAKA株式会社、

METAWATER USA, INC., Aqua-Aerobic Systems, Inc., Rood Wit Blauw Water B.V.

② 主要な非連結子会社の名称等

ア) 主要な非連結子会社の名称

株式会社エス・アイ・シー

イ) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

ア) 持分法を適用した関連会社の数…2社

イ) 主要な会社等の名称

株式会社みずむすびサービスみやぎ、DSRefining B.V.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

ア) 主要な会社等の名称

株式会社アクアサービスみかわ

イ) 持分法を適用していない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちMETAWATER USA, INC.ほか7社の決算日は12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算書を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

イ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品 個別法による原価法

ウ) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

イ) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、公共施設等運営権については、運営権設定期間（20年）に基づく定額法により償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

ア) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ) 完成工事補償引当金

請負工事の担保責任に基づく無償修理費用に充てるため、工事収益額に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

ウ) 受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

ア) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、当連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

環境エンジニアリング事業に係る主な履行義務は、国内の浄水場・下水処理場・資源リサイクル施設向けの機械設備等の設計・建設及び保守・維持管理等であります。システムソリューション事業に係る主な履行義務は、国内の浄水場・下水処理場向けの電気設備等の設計・製造及び保守・維持管理等であります。運営事業に係る主な履行義務は、国内の浄水場・下水処理場・資源リサイクル施設の運営であります。海外事業に係る主な履行義務は、海外の浄水場・下水処理場向けの施設・設備の設計・建設及び保守・維持管理であります。これらの履行義務については、一定の期間にわたり履行義務は充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。なお、各事業において、請求金額（請求する権利）が、履行が完了した部分に対する対価の額に直接対応する場合、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は連結会計年度末に適切な見直しを行っております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

ア) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

イ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	金利スワップ
ヘッジ対象	借入金の利息

ウ) ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を採用しております。

エ) ヘッジの有効性の評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一でありヘッジに高い有効性があると認められる場合や特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間又は15年間の均等償却を行っております。

⑨ 繰延資産の償却方法及び償却期間

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。) 等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。) 第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用されております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高	42,834百万円
契約資産残高	33,258百万円

(注) 上記の金額は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識した工事契約による請負、役務の提供（以下、工事契約等）のうち、当連結会計年度末時点での未完成・未引渡し・未完了の工事契約等を対象として記載しております。（履行義務の全てを充足した案件は含めておりません。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合に、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識した案件は含めておりません。）

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社グループは、工事契約等については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

② 主要な仮定

原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価など客観的な価格により詳細に積上げて算出してますが、工事契約等に対する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴うため、原価総額の見積りが主要な仮定であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

原価総額の見積りは、工事は一般に工事契約等が長期にわたることから、工事契約等の進行途上における契約の変更、材料費の高騰等により材料費や労務費の変動が生じる場合があり、その場合には、原価総額の見積りが変動することに伴い、進捗度が変動することにより、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高

受取手形	1,577百万円
売掛金	74,377百万円
契約資産	33,258百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	7,530百万円
(3) 「1年内返済予定のPFI等プロジェクトファイナンス・ローン」及び「PFI等プロジェクトファイナンス・ローン」	
連結子会社でPFI事業のために設立した特別目的会社であるウォーターネクスト横浜株式会社等が、当該PFI事業を担保として金融機関等から調達した借入金であります。	
上記のPFI等プロジェクトファイナンス・ローンに対応する連結会社の売掛債権等の資産の金額は、次のとおりであります。	
現金及び預金	9,407百万円
受取手形及び売掛金	9,336百万円
公共施設等運営権	850百万円
関係会社株式	30百万円
また、連結消去により相殺消去されている連結子会社株式1,677百万円及び長期貸付金1,544百万円を担保に供しております。	
(4) 担保に供している資産	
投資有価証券	435百万円
長期貸付金	84百万円
上記、投資有価証券及び長期貸付金は、関係会社（非連結）の長期借入金1,594百万円の担保に供しております。	
(5) 保証債務	
大阪バイオエナジー株式会社の他社からの借入金	38百万円
有明ウォーターマネジメント株式会社の履行保証保険	31百万円
会津若松アクリアパートナー株式会社の履行保証保険	407百万円
佐世保アクリアソリューション株式会社の履行保証保険	134百万円
空見バイオパートナーズ株式会社の履行保証保険	80百万円
秋北エコリソーススマネジメント株式会社の履行保証保険	21百万円
大船渡下水道マネジメント株式会社の履行保証保険	18百万円
御殿場小山エコパートナーズ株式会社の履行保証保険	14百万円
ウォーターサーバークルくまもと株式会社の履行保証保険	270百万円
ウォーターサービスきほく株式会社の履行保証保険	77百万円
市原リサイクルマネジメント株式会社の履行保証保険	25百万円
周南ウォーターサービス株式会社の履行保証保険	27百万円
海老江ウォーターリンク株式会社の履行保証保険	1,342百万円

(6) コミットメント期間付タームローン契約

当社の連結子会社である株式会社みずむすびマネジメントみやぎは、2022年2月16日付「宮城県上工下水一体官民連携運営事業優先貸付契約」で、三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとするコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。

財務制限条項

2022年2月16日付「宮城県上工下水一体官民連携運営事業優先貸付契約」に下記財務制限条項が付されております。

- ① 2028年4月1日から2029年3月31日の事業年度を初回の計算期間として、以降、各事業年度の「DSCR（元利金支払前キャッシュフロー／貸付にかかる元利金支払額）」について1.1以上を維持すること。
- ② デット・エクイティ・レシオが4.0を超えないこと。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 44,258,500株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月21日 取締役会	普通株式	1,046	24.00	2024年3月31日	2024年6月6日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	1,047	24.00	2024年9月30日	2024年12月3日
計		2,094			

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月20日 取締役会	普通株式	1,134	利益剰余金	26.00	2025年3月31日	2025年6月5日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。PFI等プロジェクトファイナンス・ローンはPFI事業等の特定の事業資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ)を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、内部管理規程に従い実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、買掛金、電子記録債務、短期借入金並びに1年内返済予定のPFI等プロジェクトファイナンス・ローンは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時 価 (*1)	差 額
売掛金	74,377	73,881	△496
投資有価証券 (*2)	251	251	—
社債	(20,000)	(19,660)	△339
長期借入金	(5,000)	(4,958)	△41
PFI等プロジェクトファイナンス・ローン	(14,620)	(14,556)	△64
デリバティブ取引 (*3)	343	343	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	2,067

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表価額に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	251	—	—	251
デリバティブ取引	—	343	—	343

② 時価で連結貸借対照表価額に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価（*）				連結 貸借対照表 計上額 （*）
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
売掛金	—	73,881	—	73,881	74,377
社債	—	(19,660)	—	(19,660)	(20,000)
長期借入金	—	(4,958)	—	(4,958)	(5,000)
PFI等プロジェクトファイナンス・ローン	—	(14,556)	—	(14,556)	(14,620)

(*) 負債に計上されているものについては、（）で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は取引先金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされているPFI等プロジェクトファイナンス・ローン等と一緒にとして処理されているため、その時価は、当該対象の時価に含めて記載しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びPFI等プロジェクトファイナンス・ローン

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントを財又はサービスの地域市場別に分解した場合の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	環境エンジニアリング事業	システムソリューション事業	運営事業	海外事業	計
地域市場別内訳					
日本	52,367	57,211	31,787	79	141,445
米国	—	—	—	27,480	27,480
その他	—	—	—	10,167	10,167
外部顧客への売上高	52,367	57,211	31,787	37,727	179,094

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益は連結注記表「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」

(4) 会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に従って会計処理し、各セグメントにおける製品又はサービスに関する主な収益認識方法は以下のとおりです。

環境エンジニアリング事業に係る主な履行義務は、国内の浄水場・下水処理場・資源リサイクル施設向けの機械設備等の設計・建設及び保守・維持管理等であります。

システムソリューション事業に係る主な履行義務は、国内の浄水場・下水処理場向けの電気設備等の設計・製造及び保守・維持管理等であります。

運営事業に係る主な履行義務は、国内の浄水場・下水処理場・資源リサイクル施設の運営であります。

海外事業に係る主な履行義務は、海外の浄水場・下水処理場向けの施設・設備の設計・建設及び保守・維持管理であります。

契約に複数の財又はサービスが含まれる場合、履行義務が別個のものか否か判断して、会計処理の単位を決定しております。

契約の当事者が承認した契約の範囲又は価格（あるいはその両方）の変更があった場合、当該変更を「別個の契約」又は「当初契約の変更」のいずれとして会計処理すべきなのかを判断しております。

取引価格は、財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で算定しております。取引価格は、独立販売価格の比率に基づき、履行義務に配分しております。独立販売価格を直接観察できない場合、履行義務を充足するために発生するコストを見積り、当該財又はサービスの適切な利益相当額を加算する方法により独立販売価格の見積りを行っております。

各事業に係る主な履行義務は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用し、収益を認識しております。また、各事業の履行義務について、請求金額（請求する権利）が、履行が完了した部分に対する対価の額に直接対応する場合、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は当社及び連結子会社が顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社及び連結子会社の権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社及び連結子会社の義務に対して、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

契約資産の残高は、「連結貸借対照表に関する注記」に記載のとおりであります。

当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債残高に含まれていた金額は、8,995百万円であります。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末（2025年3月31日）で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は318,700百万円であり、このうち約7割は3年以内に収益として認識することを見込んでおります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,863円12銭
(2) 1株当たり当期純利益	157円06銭

9. 公共施設等運営事業に関する注記

(1) 公共施設等運営権の概要

連結子会社である株式会社みずむすびマネジメントみやぎが運営権者となり、実施する公共施設等運営事業は以下のとおりです。

対象となる公共施設等の内容	宮城県における ①大崎広域水道用水供給事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設） ②仙南・仙塩広域水道用水供給事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設） ③仙塩工業用水道事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設） ④仙台圈工業用水道事業用資産（取水施設及び配水施設） ⑤仙台北部工業用水道事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設） ⑥仙塩流域下水道事業用資産（排水施設及び処理施設） ⑦阿武隈川下流域下水道事業用資産（排水施設及び処理施設） ⑧鳴瀬川流域下水道事業用資産（排水施設及び処理施設） ⑨吉田川流域下水道事業用資産（排水施設及び処理施設）
実施契約に定められた運営権対価の支出方法	運営権取得時に運営権対価を一括で支払
運営権設定期間	2022年4月1日から2042年3月31日までの20年間
残存する運営権設定期間	2025年4月1日から2042年3月31日までの17年間

(2) 公共施設等運営権の減価償却の方法

公共施設等運営権については、運営権設定期間（20年）に基づく定額法により償却しております。

(3) 更新投資に係る事項

① 主な更新投資の内容及び当該更新投資を予定している時期

主な更新投資の内容は、監視制御設備等であり、2022年4月1日から運営権設定期間まで、順次更新の見込みです。

② 更新投資に係る資産の計上方法

更新投資を実施した際に、資本的支出に該当する部分に関する支出額を無形固定資産として計上しております。

③ 更新投資に係る資産の減価償却の方法

更新投資の経済的耐用年数（当該更新投資の経済的耐用年数が公共施設等運営権の残存する運営権設定期間を上回る場合は、当該残存する運営権設定期間）に基づく定額法により償却しております。

- ④ 翌連結会計年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分の内容及びその金額
翌連結会計年度以降、運営権設定期間においては、順次、必要となる更新投資を行う予定です。具体的な内容については以下のとおりです。
・上工水施設の設備の更新を目的とした投資等
なお、翌連結会計年度においては、2,917百万円を見込んでおります。

10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2025年2月27日開催の取締役会において、当社の米国子会社であるMETAWATER USA, INC.を通じて、米国の非上場株式会社であるSchwing Bioset, Inc.の全株式を取得することを決議し、2025年3月9日付で株式譲渡契約を締結いたしました。なお、2025年4月1日付でSchwing Bioset, Inc.の全株式の取得が完了したことにより、Schwing Bioset, Inc.は当社の連結子会社となりました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称 Schwing Bioset, Inc.

事業の内容 汚泥処理システムの販売・製造

② 企業結合を行った主な理由

米国汚泥処理市場において、強い商材、実績、販売・サービスネットワーク基盤を獲得することで、北米事業全体におけるシナジー効果を創出し、当社グループの北米事業拡大を図るためにあります。

③ 企業結合日

2025年4月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

Schwing Bioset, Inc.

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるMETAWATER USA, INC.が、現金を対価としてSchwing Bioset, Inc.の全株式を取得したためであります。

- (2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	3,264百万円
取得原価		3,264百万円

- (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

個別注記表

(注) 百万円単位での記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
仕掛品	個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

ア) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

③ 完成工事補償引当金

請負工事の担保責任に基づく無償修理費用に充てるため、工事収益額に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

④ 受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

環境エンジニアリング事業に係る主な履行義務は、国内の浄水場・下水処理場・資源リサイクル施設向けの機械設備等の設計・建設及び保守・維持管理等であります。システムソリューション事業に係る主な履行義務は、国内の浄水場・下水処理場向けの電気設備等の設計・製造及び保守・維持管理等であります。運営事業に係る主な履行義務は、国内の浄水場・下水処理場・資源リサイクル施設の運営であります。海外事業に係る主な履行義務は、海外の浄水場・下水処理場向けの施設・設備の設計・建設及び保守・維持管理であります。これらの履行義務については、一定の期間にわたり履行義務は充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度は事業年度末に適切な見直しを行っております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	金利スワップ
ヘッジ対象	借入金の利息

- ③ ヘッジ方針
金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を採用しております。
 - ④ ヘッジの有効性の評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。
- (7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
 - ② 繰延資産の償却方法及び償却期間
社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高	38,505百万円
契約資産残高	32,243百万円

(注) 上記の金額は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識した工事契約による請負、役務の提供(以下、工事契約等)のうち、当事業年度末時点で未完成・未引渡し・未完了の工事契約等を対象として記載しております。(履行義務の全てを充足した案件は含めておりません。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合に、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識した案件は含めておりません。)

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社は、工事契約等については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

② 主要な仮定

原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価など客観的な価格により詳細に積上げて算出してますが、工事契約等に対する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴うため、原価総額の見積りが主要な仮定であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

原価総額の見積りは、一般に工事契約等が長期にわたることから、工事契約等の進行途上における契約の変更、材料費の高騰等により材料費や労務費の変動が生じる場合があり、その場合には、原価総額の見積りが変動することに伴い、工事進捗度が変動することにより、翌事業年度の計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	4,999百万円
長期金銭債権	3,423百万円
短期金銭債務	13,894百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,836百万円

(3) 担保に供している資産

現金及び預金	595百万円
投資有価証券	38百万円
関係会社株式	1,962百万円
関係会社長期貸付金	1,603百万円

上記は、関係会社の長期借入金16,981百万円の担保に供しております。

(4) 保証債務		
大阪バイオエナジー株式会社の他社からの借入金	38百万円	
有明ウォーターマネジメント株式会社の履行保証保険	31百万円	
会津若松アクアパートナー株式会社の履行保証保険	407百万円	
佐世保アクアソリューション株式会社の履行保証保険	134百万円	
空見バイオパートナーズ株式会社の履行保証保険	80百万円	
秋北エコリソースマネジメント株式会社の履行保証保険	21百万円	
Aqua-Aerobic Systems, Inc. の履行保証保険	6,051百万円	
大船渡下水道マネジメント株式会社の履行保証保険	18百万円	
御殿場小山エコパートナーズ株式会社の履行保証保険	14百万円	
Wigen Companies, Inc. の履行保証保険	4,039百万円	
ウォーターサークルくまもと株式会社の履行保証保険	270百万円	
ウォーターネクサスOSAKA株式会社の履行保証保険	4,351百万円	
ウォーターサービスきほく株式会社の履行保証保険	77百万円	
市原リサイクルマネジメント株式会社の履行保証保険	25百万円	
周南ウォーターサービス株式会社の履行保証保険	27百万円	
海老江ウォーターリンク株式会社の履行保証保険	1,342百万円	

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
営業取引 (収入分)	4,659百万円	
営業取引 (支出分)	16,247百万円	
営業取引以外の取引 (収入分)	613百万円	

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数		
普通株式	619,714株	

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因是未払賞与、繰延税金負債の主な発生原因是有価証券評価差額金となっております。なお、評価性引当額は、256百万円であります。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(被所有)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	METAWATER USA, INC.	所有直接100.0%	資金の貸付	資金の貸付	431	短期貸付金	1,854
				資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	1,046
				増資の引受	8,353	—	—
子会社	Aqua-Aerobic Systems, Inc.	所有間接100.0%	債務保証	債務保証	6,051	—	—
子会社	Wigen Companies, Inc.	所有間接100.0%	債務保証	債務保証	4,039	—	—
子会社	メタウォーターサービス株式会社	所有直接100.0%	資金の運用役員兼任	資金の運用	1,605	預り金	6,406
子会社	株式会社みずむすびマネジメントみやぎ	所有直接 50.5%間接 0.5%	資金の貸付	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	1,300
			増資の引受	増資の引受	402	—	—
子会社	ウォーターネクサスOSAKA株式会社	所有直接 29.0%間接 23.0%	債務保証	債務保証	4,351	—	—
子会社	海老江ウォーター・リンク株式会社	所有直接 50.0%間接 20.0%	債務保証	債務保証	1,342	—	—
その他の関係会社	富士電機株式会社	被所有直接 20.9%	同社製造製品の購入	製品購入	9,527	買掛金	3,263
						電子記録債務	3,553
その他の関係会社の子会社	富士電機E&C株式会社	なし	同社受注工事の受託	工事受託	1,270	売掛金	357
			当社受注工事の委託	工事委託	6,413	買掛金	1,078
その他の関係会社の子会社	北海道富士電機株式会社	なし	同社受注工事の受託	工事受託	1,262	売掛金	1,057
主要株主	日本碍子株式会社	被所有直接 19.8%	同社製造製品の購入	製品購入	985	買掛金	691

- (注) 1. 記載金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
3. 價格等の取引条件は市場実勢等を参考に、一般取引と同様に見積書をベースにして、その都度交渉の上で決定しております。
4. 債務保証については、契約履行保証に対して行っております。
5. 増資の引受は、同社が行った増資を全額引き受けたものであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,306円28銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 64円34銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

連結計算書類の「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記 (取得による企業結合)」に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

メタウォーター株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 狩野 茂行
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大貫 一紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メタウォーター株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メタウォーター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

メタウォーター株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 狩野 茂行
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大貫 一紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メタウォーター株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

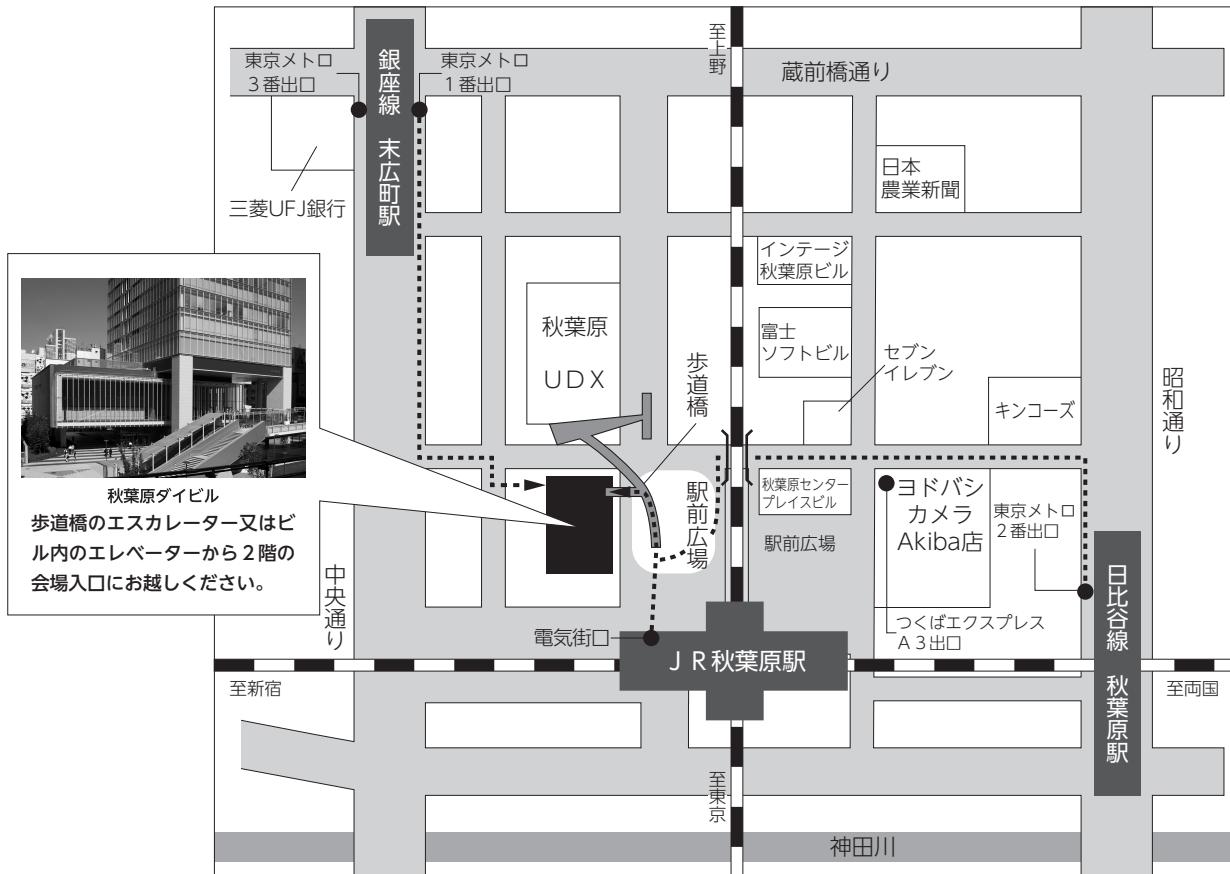
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

メタウォーター株式会社 監査役会
常勤監査役 初又 繁 Ⓡ
常勤監査役 寺西 昭宏 Ⓡ
社外監査役 福井 琢 Ⓡ
社外監査役 楠 政己 Ⓡ

以上

株主総会会場ご案内図



■会 場 東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル 2階 秋葉原コンベンションホール
※会場ビル内は禁煙となっております。

■交 通 J R 秋葉原駅（電気街口） 徒歩1分
東京メトロ銀座線 末広町駅（1番出口） 徒歩3分
東京メトロ日比谷線 秋葉原駅（2番出口） 徒歩4分
つくばエクスプレス 秋葉原駅（A 3出口） 徒歩3分
※電気街口北側の駅前広場の歩道橋（エスカレーター）から、
又は、ビル内のエレベーターから、2階の会場にご入場いただけます。